

改正案	現行
<p>(流域別下水道整備総合計画の作成方法)</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第二条の二第三項第一号から第五号までに掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第六条 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第八条 法第十二条の三第一項第七号(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 法第十二条の三第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第十一條において同じ。)の規定による届出は、別記</p>	<p>(流域別下水道整備総合計画の作成方法)</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第二条の二第三項第一号から第四号までに掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第六条 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第八条 法第十二条の三第一項第七号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 法第十二条の三第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。第十一條において同じ。)の規定による届出は、別記様</p>

様式第六による届出書によつてしなければならない。

3 (略)

(特定施設の使用の届出)

第九条 法第十二条の三第二項及び第三項(法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 法第十二条の四(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十二条 法第十二条の七(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号(法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十三条 法第十二条の八第三項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。

(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二(法第二十五条の十八第一項において準用

式第六による届出書によつてしなければならない。

3 (略)

(特定施設の使用の届出)

第九条 法第十二条の三第二項及び第三項(法第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 法第十二条の四(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてなければならない。

2 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十二条 法第十二条の七(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号(法第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてなければならない。

(承継の届出)

第十三条 法第十二条の八第三項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてなければならない。

(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二(法第二十五条の十第一項において準用す

する場合を含む。)の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一〇五 (略)

(証明書の様式)

第十六条 法第十三条第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

(排水設備の設置及び構造に関する事項)

第十七条の二 令第十七条の四第二号イに規定する国土交通省令で定める排水設備の設置及び構造に関する事項は、雨水貯留槽、雨水浸透ます等の性能又は仕様及び数量とする。

(管理協定の基準)

第十七条の三 法第二十五条の五第二項第二号(法第二十五条の八において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留施設の維持修繕その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定めること。
- 二 管理協定の有効期間は、五年以上五十年以下とすること。
- 三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

(管理協定の縦覧に係る公告)

第十七条の四 法第二十五条の六第一項(法第二十五条の八において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 管理協定の名称

場合を含む。)の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一〇五 (略)

(証明書の様式)

第十六条 法第十三条第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

(新設)

(新設)

(新設)

二 協定雨水貯留施設の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定雨水貯留施設の部分）

三 管理協定の有効期間

四 管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公示）

第十七条の五 前条の規定は、法第二十五条の七（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

（流域下水道に係る事業計画の届出）

第十七条の六 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（流域下水道に係る事業計画の記載方法等）

第十八条 法第二十五条の十二に規定する事業計画は、別記様式第十五の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一 五（略）

（流域下水道の供用又は処理開始の通知事項）

第十九条 法第二十五条の十四に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三（略）

（権限の委任）

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げる

（新設）

（流域下水道に係る事業計画の届出）

第十七条の二 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（流域下水道に係る事業計画の記載方法等）

第十八条 法第二十五条の四に規定する事業計画は、別記様式第十五の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一 五（略）

（流域下水道の供用又は処理開始の通知事項）

第十九条 法第二十五条の六に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三（略）

（権限の委任）

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げる

ものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の十一第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六・七 (略)

様式第一 (第一条関係)
(表紙)

流域別下水道整備総合計画書

備考

用紙は、日本工業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

(ロ) 整備計画年度 平成〇〇年度より〇〇年度まで

(ハ) 都市別整備方針

都市	予定処理 区の名称	合流式・分 流式の別	計画処理 人口(単)	計画下水量 (単位立方)	摘要
----	--------------	---------------	---------------	-----------------	----

ものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 法第二十五条の三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六・七 (略)

様式第一 (第一条関係)
(表紙)

流域別下水道整備総合計画書

備考

用紙は、日本工業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

(ロ) 整備計画年度 平成〇〇年度より〇〇年度まで

(ハ) 都市別整備方針

都市	予定処理 区の名称	合流式・分 流式の別	計画処理 人口(単)	計画下水量 (単位立方)	下水道の 整備事業	摘要
----	--------------	---------------	---------------	-----------------	--------------	----

	起点	終点	

備考

「位置」の欄は、市町村名を記載すること。

(第2表) 処理施設

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (単立 方メートル /日)	削減目標 量(単位 グラム/日)	削減方法		放流先 の名称 及び 位置	摘要
						当該終末 処理場 において 削減される 放流水の 窒素含有 量又は リン含有 量(単位 キログラム /日)	削減目標 量の 一部に 相当する ものとし て他の 終末処理 場におい て削減さ れる放流 水の窒素 含有量 又はリン 含有量 (単位 キログラム /日)		

備考

- 1 「位置」の欄は、市町村名を記載すること。
- 2 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。
- 3 「削減目標量」及び「削減方法」の欄は、令第2条の2に規定す

(第3表) 処理施設

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (単立 方メートル /日)	削減目標 量(単位 グラム/日)	削減方法		放流先 の名称 及び 位置	摘要
						当該終末 処理場 において 削減される 放流水の 窒素含有 量又は リン含有 量(単位 キログラム /日)	削減目標 量の 一部に 相当する ものとし て他の 終末処理 場におい て削減さ れる放流 水の窒素 含有量 又はリン 含有量 (単位 キログラム /日)		

備考

- 1 「位置」の欄は、市町村名を記載すること。
- 2 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。
- 3 「削減目標量」及び「削減方法」の欄は、令第2条の2に規定す

る要件に該当する公共の水域又は海域について定められる場合に記載すること。

4 法第2条の2第4項の規定による申出があつた場合は、同条第5項に規定する事項を別表に記載すること。

5 「放流先の名称及び位置」の欄は、放流先の名称については河川等の名称を記載し、放流先の位置については左右岸の別及び水質基点、主要な支川合流点又は主要な取水点との上下流関係を明らかにして記載すること。

6 「摘要」の欄は、計画下水水量並びに整備計画年度の最終年次における放流水の予定水質（計画処理水質）及び処理施設において処理すべき下水の予定水質（計画流入水質）を記載すること。季節に応じ、計画処理水質を変更する場合には、整備計画年度の最終年次における季節別の放流水の予定水質（季節別処理水質）をも記載すること。

(別表)

法第2条の2第4項の規定による申出に係る高度処理終末処理場				左欄の申出に同意した他の地方公共団体が管理する特定終末処理場			
名称	当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体の名称	当該申出に係る放流水の含有量又は含有量（単量）	当該高度処理終末処理場の設置、修繕、維持その他の管理に関する事項	名称	当該特定終末処理場を管理する地方公共団体の名称	削減目標の一部に相当するものとして左欄の申出に係る高度処理終末処理場において削減される	当該高度処理終末処理場の設置、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額のうち、当該

る要件に該当する公共の水域又は海域について定められる場合に記載すること。

4 法第2条の2第4項の規定による申出があつた場合は、同条第5項に規定する事項を別表に記載すること。

5 「放流先の名称及び位置」の欄は、放流先の名称については河川等の名称を記載し、放流先の位置については左右岸の別及び水質基点、主要な支川合流点又は主要な取水点との上下流関係を明らかにして記載すること。

6 「摘要」の欄は、計画下水水量並びに整備計画年度の最終年次における放流水の予定水質（計画処理水質）及び処理施設において処理すべき下水の予定水質（計画流入水質）を記載すること。

(別表)

法第2条の2第4項の規定による申出に係る高度処理終末処理場				左欄の申出に同意した他の地方公共団体が管理する特定終末処理場			
名称	当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体の名称	当該申出に係る放流水の含有量又は含有量（単量）	当該高度処理終末処理場の設置、修繕、維持その他の管理に関する事項	名称	当該特定終末処理場を管理する地方公共団体の名称	削減目標の一部に相当するものとして左欄の申出に係る高度処理終末処理場において削減される	当該高度処理終末処理場の設置、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額のうち、当該

		費用の 予定額 (単位 百万 円)				の 名 称		放流水の 窒素含有 量又は磷 含有量 (キ ログラム /日)		該他の地 方公共団 体が負担 する額 (百 万円)	

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度 平成〇〇年度より〇〇年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

<u> </u> 都市名	<u> </u> 予定処理区 の名称	<u> </u> 処理施設 の名称	<u> </u> 中期的な整備の目標	<u> </u> 下水道の整 備事業の実 施順位

		費用の 予定額 (単位 百万 円)				の 名 称		放流水の 窒素含有 量又は磷 含有量 (キ ログラム /日)		該他の地 方公共団 体が負担 する額 (百 万円)	

(新設)